

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	山口 友宗
登録番号又は法人番号	06090151
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	行政書士山口友宗事務所
事務所所在地	相模原市中央区並木2丁目2番15号
処分年月日	令和6年11月25日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（2年間）
上記処分をした理由	<p>当該会員は、令和元年9月23日に死亡したA氏の自筆証書遺言に基づき、遺言執行者に就任したにもかかわらず、包括受贈者に対し、民法に定められた遺言内容の通知及び財産目録の交付を怠った。また、処理状況について誠実に報告・説明を行っていなかった。</p> <p>このことは、行政書士法第10条（行政書士の責務）、行政書士法施行規則第7条（業務取扱の順序及び迅速処理）に違反し、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第3項第7号に該当する。</p> <p>よって、神奈川県行政書士会会則第14条第1項に基づき、同第15条第1項第2号の会員の権利の停止処分（2年間）を行う。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条 行政書士法施行規則第7条 神奈川県行政書士会会則第14条第1項第1号 同会則 第15条第1項第2号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第3項第7号